

地球観測プラットフォーム技術衛星計画に関する日米交換公文の概要

平成6年10月26日

宇宙国際課

10月25日、日米政府間で、地球観測プラットフォーム技術衛星（ADEOS）計画に関する交換公文が締結された。概要は以下のとおり。

1. 協力は、米国NASAと宇宙開発事業団との間で合意される実施取決め（了解覚書）に従って実施される。（第1項）
2. 両政府は、この協力活動に関係する自己の財産（知的所有権を除く。）又は自己の職員に関する損害について、他方の政府に対する自己の賠償請求権（代位する請求権を除く。）を放棄する。
ただし、損害がこの協力活動により引き起こされ、かつ、悪意によるものでない場合に限る。
この規定は、損害賠償責任に関する請求の両政府による広範な相互放棄を設定する別途の合意が両政府の間で効力が生じた場合には、当該合意によって代替される。（第2項）
3. 日本国政府は、宇宙物体登録条約に従いADEOS衛星を登録する。
両政府は、この協力に関連する技術的データ及び物品の移転を促進する。（第3、4項）
4. この取極及び了解覚書は、各国の関係法令に従う。協力のための活動は、各国の利用可能な予算の範囲内で行われる。（第5項）
5. 両政府は、この取極から又はそれに関連して生ずる問題について、了解覚書で定められた協議の仕組みによって解決されない場合、協議を行う。（第6項）
6. この取極は、一方の政府が6カ月前に書面で通告することにより終了させない限り、5年間有効。
この取極は、両政府の書面による合意により延長し又は改正ができる。（第7項）

地球観測プラットフォーム技術衛星 (ADEOS) について

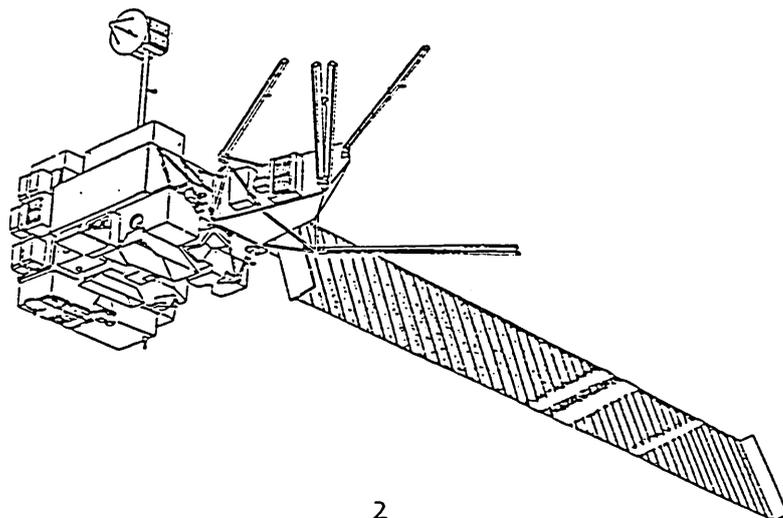
1. 目 的

- 地球環境のグローバルな変化の監視について国際的貢献を図る。
- わが国の現在の地球観測技術の維持、発展を図る。
- 将来型衛星の開発等に必要とされる技術の開発を行う。
- 地球観測分野における国際協力の推進を図る。

2. 概 要

- 重量：3.5トン
- 軌道：極軌道（高度約800キロメートル）
- 打上げ年度：平成7年度冬期予定
- 打上げロケット：H-IIロケット
- 搭載観測機器：

高性能可視近赤外放射計	[宇宙開発事業団]
海色海温走査放射計	[宇宙開発事業団]
NASA散乱計	[米国航空宇宙局(NASA)]
オゾン全量分光計	[米国航空宇宙局(NASA)]
地表反射光観測装置	[仏国国立宇宙研究センター]
温室効果ガス観測装置	[通商産業省]
改良型大気周縁赤外線分光計	[環境庁]
地上・衛星間レーザー長光路吸収測定用リトロリフレクター	[環境庁]



地球観測プラットフォーム技術衛星 (ADEOS) 計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文 (案)

(米側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、日本国政府の「宇宙開発に関する基本計画」の一部として日本国宇宙開発事業団 (以下「事業団」という。) が実施する地球観測プラットフォーム技術衛星 (以下「ADEOS」という。) 計画に係るアメリカ合衆国航空宇宙局 (以下「NASA」という。) と事業団との間の協力に關しアメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光榮を有します。

本長官は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、また、千九百八十八年六月二十日に署名され、延長された科学技術における研究開

発のための協力に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間の協定を考慮して、アメリカ合衆国政府に代わって次の取極を提案する光榮を有します。

1 NASAと事業団との間の協力は、NASAが提供する機器のADEOSによる飛行及びNASAと事業団との間のデータの交換について規定するNASAと事業団との間で合意される実施取決め（了解覚書）の条件に従って実施される。

2 アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、それぞれ、ADEOS計画に係る協力活動に関係する自己の財産（知的所有権を除く。）の損傷若しくは滅失又は前記の協力活動に関係する自己の職員の障害若しくは死亡に関する他方の政府に対する自己のいかなる賠償請求権（自己が代位する請求権を除く。）についても放棄する。ただし、当該損傷、滅失、障害又は死亡が前記の協力活動により引き起こされ、かつ、悪意によるものでない場合に限る。この項の規定は、平和目的の共同宇宙活動について損害賠償責任に関する請求の両政府による広範な相互放棄を両政府が互いに満足する形で設定する別途の合意が両政府の間で効力を生じた場合には、当該合意によって代替される。

3 日本国政府は、千九百七十五年一月十四日にニュー・ヨークで作成された宇宙空間に打ち上げられた物

体の登録に関する条約の規定に従って、ADEOSを登録する。

4 アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、1にいう実施取決め（了解覚書）（以下「MOU」という。）の規定に従って行われる協力に関連する技術的データ及び物品の移転を促進する。

5 この取極及びMOUは、それぞれの国の関係法令に従う。協力のための活動は、利用可能な資金の範囲内で行われる。

6 アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、この取極から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる問題についても、MOUで定められた協議の仕組みによって当該問題の解決が達成されない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議を行う。

7 この取極は、一方の政府が他方の政府に対して六箇月前に外交上の経路を通じて書面で通告することにより終了させる場合を除くほか、五年間効力を有する。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により延長し又は改正することができる。

本長官は、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日日に効力が生ずるものとすることを提案する光栄を

有しきす。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(米側書簡)

本使は、更に、前記の取極が日本国政府にとって受諾し得るものであることを日本国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。